

告 示

埼玉県告示第八百五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年七月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ベルク東越谷店

埼玉県越谷市東越谷八丁目一 一

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

A 一 駐車場内にある障害者用駐車スペースが夜間利用制限区域になっているが、夜間利用の可能性もあることから、夜間利用可能区域に変更してください。

二 縦覧期間

平成二十三年七月一日から平成二十三年八月一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター